

週刊住宅

2020年(令和2年)11月9日号
NO. 2933 (毎週月曜日発行)

年々め購読料 18,164円(本体・送料込み(税込み19,980円))

発行所 株式会社週刊住宅タイムズ
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町3-3-4 バビル
電話:03-3234-2050 FAX:03-3234-2070
発行人 週刊住宅タイムズ 代表者 鈴木美由紀
2020年6月17日 第三種郵便物認可
問い合わせ:info@sjt.co.jp 情報提供:press@sjt.co.jp

CFネット流 新・大家実践塾

今回は、相続で困っているN氏の話。相続相談で一番多いのは「今は何が問題か分からないが、放って置いたら問題が起きるような気がする」という内容だ。相続対策というと、相続が発生した後の相続人のことを中心に考えてしまいがち。しかし、相続税対策が必要に応じて資産を増やし、維持してきたのは被相続人(親)である。相続人(子)

「N氏の相続対策」

128

の利益のために、被相続人できたとしても、それ以上行することにした。

(親)に無理を強いてしまふに損失が出てしまふ。良い案であるとは言えない。

優先すべきは被相続人(親) N氏に話すと、「母は昔

ご本人の意向となる。もちろん、被相続人(親)の希

望を叶えることで、相続人(子)として応援したい。維持

(子)に大きな負担を掛け費などが掛かることも分か

るようであれば、相続人(子)が受け入れ

ればならない。

今回の場合、被相続人である母親の希望は、

軽井沢に別荘を建てることがその負担をする覚悟も

と。「相続税の圧縮効果があるから」が表向き理由

のようだ。ただ、軽井沢に別荘を建てた場合には、相

続税圧縮効果よりも資産が目減りが大きくなる可能性

が高い。相続税を多少圧縮

そつなため、別荘計画を

実行

する

ことにした。

ほかに被相続人(母)が望んでいることはあるか？

「都内のマンション2棟は兄弟1棟ずつ分けて欲しい、と言われている」2人

兄弟で、2棟のマンション。土地家屋調査士でもあるK

氏に調べてもらったところ、母からは、都内のマンシ

ョン2棟を、兄弟1棟ずつ分けて欲しいとのこと。

めでた。記載されている建築面積と土地面積から建

べい率を計算すると、69%使われている。その土地の建

べい率は60%。角地の土地と比べると10%増やして

なるが、角地だから

この規模のマンションを建てられよう。分けること、単独の建物として建

べい率を上げる。①分筆する。違法建築のまま保

別荘、建てちゃいましょう 「危うく違法建築に……」

者売却が難しい) ②取り壊して土地として売却(建物は立派で収益性もあるのに勿体ない) ③2棟を兄弟の片方が相続して、他の相続人に他の財産を渡す(建物を取得する相続人に億単位の現金が必要) ④建物区分建物として分ける

形通りに敷地を2筆に分筆することは問題なさそう。平築の物件で建築確認概要書も役所で取れる。その概要書に敷地の形が記載されているはず。そこで、違法建築のまま保有する(相続を乗り切るだけなら)これも、ただ第三者売却が難しい) ②取り壊して土地として売却(建物は立派で収益性もあるのに勿体ない) ③2棟を兄弟の片方が相続して、他の相続人に他の財産を渡す(建物を取得する相続人に億単位の現金が必要) ④建物区分建物として分ける

問題なさそう。登記簿を確認すると、1筆すると、69%使われている。その土地の建べい率は60%。角地の土地と比べると10%増やしてなるが、角地だからこの規模のマンションを建てられよう。分けること、単独の建物として建べい率を上げる。①分筆する。違法建築のまま保有する(相続を乗り切るだけなら)これも、ただ第三者売却が難しい) ②取り壊して土地として売却(建物は立派で収益性もあるのに勿体ない) ③2棟を兄弟の片方が相続して、他の相続人に他の財産を渡す(建物を取得する相続人に億単位の現金が必要) ④建物区分建物として分ける

鎌倉鑑定 小林雅裕